

京都市健康増進センター条例の一部を改正する条例（平成17年12月26日京都市条例第102号）（保健福祉局保健衛生推進室健康増進課）

次のとおり、京都市健康増進センター（以下「センター」という。）について、必要な措置を講じることとしました。

1 定期利用券の発行

プール及びトレーニングルームの定期利用券を発行することができることとする等の措置を講じます。

2 指定管理者による管理

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者にセンターの管理を行わせるために、必要な事項を定めます。

上記1の措置は平成18年1月1日から、上記2の措置は平成18年4月1日から実施することとしました。

なお、定期利用券の発行等及び利用料金の承認の申請等の準備行為は、上記1及び2のそれぞれの措置の実施前においても行うこととしました。

京都市健康増進センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 桦本 賴兼

京都市条例第102号

京都市健康増進センター条例の一部を改正する条例

第1条 京都市健康増進センター条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第14条」を「第15条」に改める。

第15条を第16条とし、第8条から第14条までを1条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の1条を加える。

(定期利用券)

第8条 管理受託者は、必要があると認めるときは、プール及びトレーニングルームの定期利用券を発行することができる。

2 定期利用券の利用期間は、毎月の1日から末日までとする。

3 定期利用券の交付を受けようとする者は、管理受託者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の範囲内において管理受託者が市長の承認を得て定める利用料金を支払わなければならない。

(1) プール及びトレーニングルームの利用 9,000円

(2) プールの利用 7,000円

(3) トレーニングルームの利用 5,000円

別表第2施設（駐車場及び付属設備を除く。）の利用の項中

「

その他の利用	1人につき1回	1,100
--------	---------	-------

を

」

「

プール及びトレーニングルームの利用	1人につき1回	1,100
プールの利用		900
トレーニングルームの利用		600

に改める。

」

第2条 京都市健康増進センター条例の一部を次のように改正する。

第15条を削る。

第14条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第15条とする。

第13条を第14条とする。

第12条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第13条とする。

第11条第1項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第12条とする。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第1項及び第3項各号列記以外の部分中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1項中「第15条の規定に基づきセンターの管理の委託を受けた団体（以下「管理受託者」という。）」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第8条とする。

第6条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に、「一」を「いずれか」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とする。

第4条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第5条とする。

第3条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは」の右に「、市長の承認を得て」を加え、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) センターの維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

別表第1中「第3条関係」を「第4条関係」に改める。

別表第2中「第7条関係」を「第8条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次項及び附則第3項の規定 この条例の公布の日
- (2) 第1条の規定 平成18年1月1日
- (3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成18年4月1日

(準備行為)

2 第1条の規定による改正後の京都市健康増進センター条例（附則第4項及び第5項において「改正後の条例」という。）第8条第1項の規定による定期利用券の発行その他プール及びトレーニングルームの利用に係る料金を収受するために必要な準備行為は、第1条の規定の施行前においても行うことができる。

3 京都市健康増進センター（以下「センター」という。）の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者にセンターの管理を行わせるために必要な準備行為は、第2条の規定の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

4 第1条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の京都市健康増進センター条例（次項において「改正前の条例」という。）第11条第1項の規定による許可の申請を行ったものであって、第1条の規定の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、改正後の条例第12条第1項の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

5 第1条の規定の施行の日前に改正前の条例第11条第1項の規定による許可を受けたものは、改正後の条例第12条第1項の規定による許可を受けたものとみなす。

6 第2条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の京都市健康増進センター条例（以下「改正前の条例」という。）第4条第2項に規定する健康度測定を受けた者は、第2条の規定による改正後の京都市健康増進センター条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第2項に規定する健康度測定を受けた者とみなす。

7 第2条の規定の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可の申請を行ったものであって、同条の規定の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

8 第2条の規定の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けたものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

附則別表

第5条	第6条
第12条第1項	第13条第1項

(保健福祉局保健衛生推進室健康増進課)